

## 歴史を学ぶ講座

# 新・八幡の歴史 28回目

前回は「八幡神領の確定」と題した講師・出口修さんのお話でした。慶長5年(1600年)5月25日に家康は公家・武家・寺社の所領を確定させる361通の朱印状を発給。神領は秀吉の時と同様、家康も受け継いだ。八幡宮社務の廻職(将軍が変わるごとに社務家も変わる)で四家が交替で神領支配に当たることに。9月25日家康朱印条目には田中家、善法寺家、新善法寺家、檀家に対して検地免除、守護不入を明記・保障した。その代わりといっはなんだけれど、神領地では安居神事において将軍家の安寧・繁栄を祈禱する役目を担った。守護不入とは他の武士が口出しできないということで、検地もないということか。八幡宮領は特別な計らいがなされていたということか。出口さんは八幡宮領の詳しい構成も示された。合計6516石余이었다。

- ① 日時 2021年4月22日(木) 13時30分～
- ② 講師 出口修さん
- ③ 参加費 100円

**八幡まるごと館** // 八幡市男山松里12-20

(TEL&FAX) 075-983-3664

(E-MAIL) [yawata@marugotokan.net](mailto:yawata@marugotokan.net)

ホームページは <http://marugotokan.net/>  
又は、八幡まるごと館で検索して下さい



八幡まるごと館は街行く人のだれもが自由に立ち寄れる“地域サロン”です。休館日は毎週火曜日全日と土・日午後です。

二二六二 徳川家康社務廻職判物

○コノ文書ハ第九六七號文書ノ本番ナリ、

(包紙ハハ世) 權現様社務廻職之 御直判 田中

石清水八幡宮社務職之事、元來雖爲廻職、其次第紛來付而、今度遂糺明候之處、廻職之段無紛候、於自今以後彌可被相守其旨、然者當社務田中、其次新善法寺、其次善法寺、其次檀、永代、此次第不可有相違候、勿論社務領兼官領可付其候也、

慶長五年五月廿五日

家康(花押)

田中

(秀清)

(5月25日家康朱印状の一部) 出口さん資料より